

第1章 総則

第1章 総則

1.1 目的

本給水装置工事施工基準書（以下「施工基準書」という。）は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、国土交通省令、環境省令、佐賀西部広域水道企業団水道事業給水条例等に基づき、給水装置工事について技術上の基準及び事務処理を定め、その適正な施工を確保することを目的とする。

1.2 用語の定義

- (1) 「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- (2) 「施行令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
- (3) 「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。
- (4) 「基準省令」とは、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）をいう。
- (5) 「給水条例」とは、佐賀西部広域水道企業団水道事業給水条例（令和元年条例第7号）をいう。
- (6) 「企業団」とは、佐賀西部広域水道企業団をいう。
- (7) 「企業長」とは、佐賀西部広域水道企業団企業長をいう。
- (8) 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水器具をいう。（法第3条第9項）
- (9) 「指定工事事業者」とは、佐賀西部広域水道企業団指定給水装置工事事業者をいう。
- (10) 「一次側」とは、水道メーターを分岐点として、その上流側をいう。
- (11) 「二次側」とは、水道メーターを分岐点として、その下流側をいう。

1.3 施工基準書が定める内容

施工基準書には、標準的な情報を提供するために、下記の内容を定める。

- (1) 指定工事事業者に関する事項
- (2) 給水装置工事の計画から設計、施工に関し必要な基準等
- (3) 給水装置工事に係る図書の作成及び手続に関する事項
- (4) 一次側工事の材料、工法、その他工事上の条件に関する指定事項
- (5) 二次側工事の工事上の指定事項
- (6) 水の安全・衛生に関する事項
- (7) その他給水装置工事に関する事項

1.4 給水装置工事

1 定義

給水装置工事とは、企業団の施設である配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具を設置又は変更する工事であり、これには給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事のすべてが含まれるものである。また、工事には、調査、計画、施工及び検査の一連の過程が含まれる。

なお、「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具のことであり、ホース等容易に取外し可能な状態で接続される用具は含まれない。

2 給水装置の種別

(1) 専用給水装置

1戸、1世帯又は1事業所で専用する給水装置をいう。

(2) 共用給水装置

2戸、2世帯又は2事業所以上で共用する給水装置をいう。

(3) 私設消火栓

消防用に使用するための私設の給水装置をいう。

3 給水装置工事の種類

(1) 新設工事

新たに給水装置を設ける工事をいう。

(2) 改造工事

給水管の増径及び減径、延長及び管種の変更、給水栓の増設、給水管及び給水栓の位置の変更(メーター位置変更を含む。)、給水管の取替え等既存給水管の原形を変える工事をいう。

(3) 修繕工事

給水装置の軽微な変更(施行規則第13条に規定する単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。))。以下「軽微な変更」という。)を除くもので、原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。

(4) 撤去工事

給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事をいう。

4 給水装置工事の区分

(1) 公道工事

配水管から分岐し、宅地内に設置されるメーター又は第一止水栓より上流側の工事をいう。

(2) 宅内工事

宅地内に設置されるメーター又は第一止水栓から末端の給水用具までの工事をいう。